

掛川市条例第6号

掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

第7条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。